

その他遵守事項

○標識の掲示		(法第18条, 規則第7条)
	標識は事業所における顧客の出入口から見やすい位置に掲示している	
	事業所以外の場所で営業をする場合にあっては併せて、識別章を、顧客と接するすべての職員について、その胸部等顧客から見やすい位置に掲示する方法により行う	
○感染性の疾病予防		(法第21条の2)
	取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること	
	必要に応じて獣医師による診療を受けさせること	
	取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めること	
○動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等		(法第21条の3)
	業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めること	
○販売に際しての情報提供の方法等		(法第21条の4)
	動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、その事業所において、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに対面により書面又は電磁的記録を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、繁殖を行った者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。	
○犬猫等健康安全計画の遵守		(法第22条の2)
	犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。	
○獣医師等との連携の確保		(法第22条の3)
	犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。	
○終生飼養の確保		(法第22条の4)
	犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。	
○幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限		(法第22条の5)
	犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行った犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。	
○動物取扱責任者研修		(法第22条)
	動物取扱責任者に動物取扱責任者研修を受けさせなければならない。	
○帳簿の備付け等		(法第21条の5, 規則第10条の2, 第10条の3)
	動物販売業者等（動物の販売、貸出し、展示、飼養譲受業）は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、所有し、又は占有する動物について、その所有し、若しくは占有した日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。	
	動物販売業者等は、犬又は猫を所有し、又は占有する場合は、動物の個体ごとに、犬又は猫以外を所有し、又は占有する場合は、動物の品種毎に当該事項を帳簿に記載するものとする。	
	帳簿は、記載の日から五年間保存しなければならない。	
	帳簿の保存に当たっては、取引伝票又は検案書等の当該帳簿の記載事項に関する情報が記載された書類を整理し、保存するよう努めなければならない。	
	動物販売業者等は、翌年の5月30日までに、取り扱う動物に関する事項を都道府県知事に届け出ている。	